

市道の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のように変更する。

その関係図面は令和 4 年 4 月 1 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番号	路 線 名	旧新別	幅 員	延 長	変 更 内 容
1	大島 1 号線	旧	1. 90m～6. 55m	768. 70m	
		新	3. 30m～13. 30m	782. 30m	
2	大島 1 号支線	旧	2. 30m	111. 00m	
		新	3. 05m～3. 25m	103. 50m	
3	横田線	旧	5. 30m～10. 74m	225. 00m	
		新	5. 30m～17. 60m	640. 10m	
4	中宮支線- 4	旧	5. 00m	25. 00m	
		新	6. 30m～7. 80m	25. 00m	
5	中原東 3 4 号線	旧	2. 20m～3. 60m	390. 00m	
		新	3. 15m～7. 25m	365. 00m	